

～安全点検に関するQ & A～

Q 1. 許可が不要な屋外広告物も3年に1回の点検を行わなければならないのですか？

許可の要・不要に関わらず、3年以内ごとに1回の点検が必要となります。これまでも許可の要・不要に関わらず壁面広告物、屋上広告物、地上広告物には有資格者による点検義務が生じていましたが、今回の改正では点検の周期を定めております。ただし、以下の屋外広告物については、日常的な維持管理の義務はありますが、有資格者による点検は不要です。

はり紙・はり札、広告幕（広告旗）、立て看板（容易に動かせるもの）、電柱・街路灯・消火栓・バス停留所などを利用した広告、バスやトラックなどを利用した移動広告物、アドバルーン

Q 2. 新規許可申請の際に点検結果の報告が必要となるのはどのような場合ですか？

以下の場合が該当します。

- ①今まで許可申請の適用除外基準に該当し、許可不要で掲出していた屋外広告物が、増設、改造等により適用除外基準に該当しないこととなり、許可申請が必要となった場合
- ②既設の工作物を利用して新たに広告物等を設置する場合

Q 3. 点検結果を市に提出するのはどのような場合ですか？

以下の場合が該当します。（下線部は、今回の改正により追加された場合です）

- (1)新規許可を申請する場合（Q2の場合に限ります）
- (2)許可期間満了に伴う継続許可を申請する際
- (3)表示内容の変更、構造および材料上の変更（改造）又は移転に伴う変更の許可を申請する場合
- (4)以下のいずれかに該当し許可期間を延長されている屋外広告物で、その許可期間が半分を経過した場合
 - ①市に認定又は認可を受けた協定を結び、かつ、市条例に定める「広告物誘導基準」に適合する屋外広告物
 - ②市条例に定める「広告物美観維持基準」に適合する屋外広告物
- (5)広告物等による公衆に対する危害を防止するため、市長が必要と認める場合

Q 4. 点検方法が変わるのはいつからですか。また、新様式の点検報告書で提出しなければならないのはいつからですか？

いずれも令和6年11月1日以降となります。ただし、令和7年1月31日までは改正前の様式も使用いただけます。

Q 5. 安全点検ではどのような点に気を付けて点検するのですか？

安全点検の際の具体的な確認箇所・項目は下記国土交通省ホームページ内の「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」や「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」を参考としてください。

https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/crd_townscape_tk_000012.html

Q 6. 安全点検の結果、異常が有となった場合は、許可されないのですか？

安全点検の結果による許可の判断は次のとおりです。

①老朽化等が認められるが、安全性に問題がない場合

→許可

②改善の必要性が認められるが直ちに公衆に危害を及ぼす恐れのない場合

→改善予定を記載し、改善されることを条件に許可

③倒壊又は落下等により公衆に危害を及ぼす恐れがある場合、又は②の許可条件が履行されていない場合

→不許可

Q 7. 目視点検とすることができるのはどのような場合ですか？

原則、以下の場合が該当します。

- ・ 広告物等を表示又は設置した日から 10 年を経過していない場合
- ・ 設置して 10 年を経過していない工作物に広告物を表示又は設置する場合
- ・ 広告物の位置や形状を変えずに、表示の内容を変更する場合
- ・ 暴風、豪雨、豪雪、地震その他異常な自然災害により公衆に危害を及ぼすおそれがある場合

Q 8. 標準点検に含まれる内部点検とはどのような点検ですか？

外側から目視で確認できない箇所について、表示面板を外したり機器等を用いて内部の状況を確認及び写真の記録を行う点検です。

Q 9. 標準点検が必要となる「表示・設置後の経過年数が 10 年以上」とはいつの日からですか？

広告物等を表示又は設置した日から起算して 10 年を経過した日からです。

例)令和 6 年 11 月 1 日に表示又は設置した場合

令和 16 年 10 月 31 日までに実施する点検：目視点検とすることができます

令和 16 年 11 月 1 日以降に実施する点検：標準点検 が必要です

Q10. 仙台市以外の市町村も同じ制度になるのですか？

仙台市を除く宮城県内は県の制度が適用となります。宮城県の制度は下記 HP をご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tosikei/okugai.html>